

町の人口 (3月1日現在) (先月1日比)

人口	8,002人	減	10人
男	3,955人	減	2人
女	4,047人	減	8人
世帯数	4,491世帯	減	3世帯

2月中の異動	転入ほか……	15人	(うち転入 14人 うち出生 1人)
	転出ほか……	25人	(うち転出 8人 うち死亡 17人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,088	1,848	1,891	3,739
大賀郷	1,506	1,316	1,320	2,636
樫立	302	264	283	547
中之郷	388	358	376	734
末吉	207	169	177	346

地熱開発理解促進講演会

当日は天候にも恵まれ、たくさんの方が会場まで足を運んでくださいました。



子ども達は会場の外に設置されたフワフワで元気に遊び、大人達は講演や視察報告などにより、地熱エネルギーへの理解を深めていました。

目次

- 2-5 ▶ 平成26年度施政方針
- 6 ▶ 平成26年度一般会計予算額
- 7 ▶ 樫立自治会 対話集会
- 8 ▶ 地熱発電所における臭気測定値の推移
- 9 ▶ 「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」施行と「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン」策定 ほか
- 10 ▶ 住民係からのお知らせ/国保だより
- 11 ▶ 国民年金/水道係からのお知らせ
- 12 ▶ 税のお知らせ
- 13 ▶ 町税の滞納処分を強化しています ほか
- 14 ▶ 観光 おじゃれ11万人 ほか
- 15 ▶ 救援金・義援金の報告 ほか
- 16 ▶ 汚泥再生処理センター肥料の有料配布を実施します ほか
- 17-22 ▶ お知らせ掲示板
- 22-23 ▶ 参加しませんか? 募集しています!

平成26年度施政方針

八丈町長 山下奉也

平成26年 3月 4日 (火)

第一回八丈町議会定例会

平成26年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

23年9月の八丈町長就任以来、八丈町議会をはじめ、町民の皆様より多くのご意見を賜りました。これらのご意見を今後の町政に活かすため、鋭意取り組みます。

昨年、大島町に大きな被害をもたらした台風26号は、八丈町にも多くの被害を出し、自然災害の恐ろしさを、あらためて深く感じたところです。被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。町民の生命、身体、財産を守ることが、行政運営の基本でありますので、町の防災計画を、さらに具体的かつ実効性のあるものに展開させていく必要があると考えます。

また、町制施行60周年を迎えるにあたり、今年度は、さまざまな記念事業を行います。60周年という節目は、これまで積み重ねてきた先人たちの歴史を振り返るとともに、この島の未来を展望する時でもありますので、町民の皆様とともに盛り上げます。

また、長年続いたデフレ経済を脱却しつつあり、緩やかではありますが、景気回復の兆しが見えはじめております。

そのようななかで、東京都は、新知事を迎え、新たな体制でのスタートとなりました。オリンピックの成功、福祉や防災など、世界一の東京、世界に誇る東京を目指すとのことであり、今後も連携の強化を図ります。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、行財政改革を引き続き推進する一方、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であると考えます。

【予算編成】

国内は、アベノミクス効果による景気回復の兆しや、2020年の東京オリンピック開催決定などにより、明るい話題もありますが、町においては、個人、法人を問わず所得が伸び悩むなど歳入の基盤となる町税は依然として厳しい状況が続いております。

歳出においては、4月からの消費税増税への備え、新たな地方公営企業制度の改正による企業会計への繰出し、国民健康保険特別会計の赤字補填などに対応していかなければなりません。また、既存公共施設の耐震化や老朽化対策にも積極的に取り組む必要があります。

そのため、平成26年度一般会計予算は、74億5千5百万円、前年比5.9%の増として編成しました。

【主要施策】

【八丈町町制施行60周年、ハワイ・マウイ郡姉妹都市提携50周年、八丈町温泉事業20周年】

町制施行60周年記念事業は、町民の皆様からお寄せいただいたご意見と、各課からの企画をもとに計画いたしました。

11月1日の記念式典をはじめ、さまざまなメニューがありますが、主なものを述べてまいります。

まず、多くのご意見をいただいた「町歌」の製作を行います。「町歌」を作り上げていく過程では、町民の皆様にも歌詞や曲を応募していただき、町民みんなで作り上げる「町歌」を目指します。

南大東村との、住民レベルでの交流をさらに活性化するため、参加者を募り、南大東島訪問団として訪れます。

また、国立国語研究所などの支援のもと、「危機方言サミット・イン・八丈島」を開催します。将来消滅の危機がある8言語地域の話者を八丈島に招き、伝承の方策や、協力して取り組める活動を検証します。

ハワイ・マウイ郡姉妹都市提携50周年事業では、マウイの太鼓グループである前進太鼓の皆さんにご来島いただき、太鼓をとおした国際文化交流を目指します。

温泉事業20周年事業として、町民の皆様には温泉の入浴券を配布し、健康増進と温泉のPRを図ります。

【再生可能エネルギー】

環境負荷の少ない地熱発電等の再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、昨年1月から東京都と連携し利用拡大事業の実現に向け検討を進めております。本年度も引き続き、地域の皆様の理解を進め取り組みます。

【機構・組織】

スポーツをはじめとした観光誘致を戦略的に展開するため、担当主幹を産業観光課へ配置いたします。また、多目的ホール「おじゃれ」の利活用を拡大するために、人員配置の見直しも行います。

【防災対応】

防災対策については、土砂災害危険箇所を示したハザードマップを作成し、配布します。

また、本年の防災訓練は、10月5日に中之郷地域を対象として行います。

【納税】

町税については、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、今後も速やかな滞納処分と適切な納税緩和措

置など、「新たな滞納者を出さない努力」「滞納者を無くす努力」「税収の確保、納税秩序の維持」を目標に、さらなる徴収努力に取り組みます。

[住民窓口]

住民票をはじめ各種証明の交付申請において、利用者の利便性向上と行政事務の合理化を図るとともに、不正利用対策として、本人確認や利用目的などの把握を厳格に実施します。

[国民健康保険・国民年金]

構造的に極めて厳しい状況の中、引き続き負担軽減や減免制度を実施するとともに、滞納処分等収納率向上による収納増と、病気予防に着目した健康増進事業を推進し医療費減を図ります。

また、国民年金において、27年10月から実施予定の「受給資格期間を25年から10年に短縮」の周知徹底を図ります。

[環境衛生]

36年度供用開始予定の、新クリーンセンターの建設に向けて、建設予定地の検討に取り組むとともに、現クリーンセンターの延命化のための、必要最小限の補修工事を実施します。

[生活排水]

八丈町の自然環境の保全及び生活環境の向上を図るために、町設置型合併処理浄化槽事業を推進するとともに、汚泥再生処理センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥並びに給食センター等から排出された生ごみの有機性廃棄物を堆肥化し、資源のリサイクルを引き続き実施します。

[社会福祉・児童福祉]

消費税増税に伴い支給される「臨時福祉給付金」及び子育て世帯対象に支給される「子育て世帯臨時特例給付金」を円滑に支給します。

また、園児の安全と健康をより一層確保するため、若草保育園耐震補強工事、むつみ保育園エアコン設置、むつみ第二保育園防水改修等、施設整備を行います。

[高齢福祉]

27年度からの3ヵ年高齢者福祉計画については、町民の皆様の意見を取り入れるなど、高齢者福祉施策の方向性について検討していきます。

シルバー人材センターの運営や老人クラブ活動を支援することで、高齢者がいつまでも元気で活動できる町づくりを目指し、本年度は中之郷ゲートボール場の整備を実施します。

認知症高齢者に対する相談など、高齢社会における諸問題については、各関係機関と連携し取り組んでいきます。

[介護保険]

本年度介護保険法が改正され、介護サービスの仕組みが変更される見込みです。町民の皆様に改正点などを周知するとともに、町民ニーズにあった第6期介護保険事業計画の作成に取り組めます。

介護用品の支給については、対象者を要介護度3以上の方からに拡充します。

[障がい福祉]

日本は2014年1月20日に国連の障害者権利条約に批准しました。それに伴う関連法に的確に対応します。

また、27年度からは、全ての障害福祉サービスを利用している方に、サービス等利用計画の作成が義務付けられます。町は人材育成を通じて、サービス等利用計画の作成を支援し、自立支援協議会では、社会資源の活用や創造を行い、サービス等利用計画に反映できるよう、障がい者のニーズを把握し対応します。

[保健事業]

本年度においても、島外の医療機関にかかる必要のある慢性疾患患者等の方に対し、交通費の一部助成を継続して行います。なお、本年度、難病罹患者の方への交通費補助回数を2回へ拡大します。

[温泉事業]

昨年完成いたしました中之郷温泉新井戸の運用開始及び、末吉温泉みはらしの湯の源泉井戸メンテナンス工事を行い施設への安定供給を行えるよう、整備を進めます。20周年の節目を迎え、入場者数も300万人を達成する見込みとなりました。今後も、健康増進、観光資源として快適に利用していただくよう、計画的な管理運営を目指します。

[土木事業]

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線（通称防衛道路）を道路改良事業で、継続して施行します。

また、八丈プラザ公園も都市公園事業で継続して施行します。

市町村土木補助事業においては、榎立中之郷線ほか3路線を道路改良事業で、継続して施行します。

また、老朽化した舗装の打換えを新規事業で、2路線実施します。

【町営住宅】

町営住宅については、三根地域において、老朽化した中道団地の立て替え事業を、前年度に引き続き実施します。今年度は、2棟建設しますが、入居者の生活に配慮した鉄筋コンクリート2階建とします。

【農業振興】

農業振興の主要施策として、共撰共販体制の強化と産地化を進めるとともに、小規模農道や遊休農地対策に引き続き取り組み、土地改良事業による農道の整備、防災事業等に着手します。そのうえで、今後生産施設等の整備を充実させるための新たな事業計画に基づき、ロベネット施設を整備し、更なる基幹作物の充実と農業振興を推進します。

また、新たな農業従事者の確保と育成を図るために「担い手研修センター」を充実させ、積極的に新規参入者の農業就農支援に取り組みます。

【林業関連事業】

林業事業については、病害虫対策事業として松くい虫、エダシヤク類の防除を引き続き実施するとともに、カシノナガキクイムシによるスダジイ等の被害が、拡大しないよう経過観察調査を継続します。

【その他事業】

ノヤギの捕獲事業については、生息状況調査と、封じ込めのための網の鋼製化を早期完了させるとともに、三原山のわな捕獲も継続します。

カラス対策も、有害鳥獣駆除申請による積極的駆除を進めるとともに、ワナ箱も増設し、生息状況調査も継続します。

【観光振興】

観光振興については、従来の組織を改め、民間と町との役割分担を明確にした組織づくりに着手するとともに、観光の組織を再編し、本格的なスポーツ誘致に取り組みます。

また、連携自治体における小中学生の体験学習や移動教室の取組みを継続し、効果的な集客を図ります。島内の観光資源の整備についても、自然環境・景観に配慮し、関係機関と連携して整備をすすめます。

【商工振興】

商工の振興については、新しい物産展にも積極的に参加して、地産品の宣伝及び販売促進に努めます。

また、伝統工芸品である「黄八丈」についても、島外でのPRの支援を行いながら、観光にも寄与できるように取り組みます。後継者対策としては、ふれあい交流事業を継続して支援するとともに、担い手の確保と定住化の促進に努めます。

【水産業振興】

水産業の振興については、老朽化にともなう燃油タンクの整備を図ります。また、「つくり育てる漁業」として、マダイの中間育成放流事業をはじめ、今後の栽培漁業については、関係する研究機関の協力を得ながら、事業を展開します。

離島漁業再生支援事業については、未利用魚・低価格魚の付加価値化を推進するため、加工施設の整備充実を継続して行うとともに、販路拡大のために、島外での「出前授業」を通して普及活動を積極的に展開します。

漁場における効率的な漁業操業を図るため、浮魚礁を更新するとともに、引き続きサメ被害防除対策にも取り組みます。

【消防】

火災をはじめとする各種災害に備え、耐震性貯水槽の増設等、設備の充実を図ります。また、28年5月より消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に完全移行することに伴い、今年度からの2ヵ年計画で整備します。

【救急】

救急業務については、AED講習会をはじめとする救急講習会を定期的実施し、町民の救命意識の向上を図るとともに、救急救命士の養成および高度な救命処置の推進を図り、救命率の向上に努めます。

【消防団】

減少傾向にある消防団員数の確保を第一とし、教育訓練の充実強化を図り、さらなる強力な組織づくりを目指します。

【火災予防】

住宅用火災警報器設置推進に向け、引き続き広報活動を実施します。

【学校教育の充実】

学校教育では、子ども一人一人を大切にしたい指導を実践するとともに、基礎学力の向上を、学校と連携して推進します。

学習環境改善の取り組みとして、25年度より引き続き三根小学校のプール改修工事を行います。

八丈方言を子どもたちに継承する取り組みとして、島言葉を知り広める活動を、学校教育の中で進めます。24年度から、2年間取り組んだ研究指定校制度の成果を活用し、方言学習を充実します。

【学校給食】

学校給食は、成長期にある小中学校の児童生徒に必要な、栄養バランスの取れた給食の安定的な提供と、食育推進の観点から、学校給食を活用した食に関する指導の充実を目的としています。しかし、食材の値上がり、消費税の改定、補助の削減な

どから、現在の給食費では栄養摂取基準を満たした給食を提供するのが難しい状況となっています。そのため、本年4月より、学校給食費の改定を行い、栄養面に十分配慮した安全な給食の安定提供に努めます。改定に当たっては、子育て支援策として、町も応分の負担をします。

【生涯学習と文化・スポーツの振興】

町民の皆様が学習や芸術・文化、スポーツに親しむ機会の充実や振興を図るため、各種団体の活動を支援するとともに、その活動の場となる多目的ホール、公民館、図書館等の社会教育施設と、体育施設の利便性の向上に取り組みます。

三根公民館の建替については、住民の皆様のご意見をいただきながら、一刻も早い建設に向け取り組みます。

多目的ホール「おじゃれ」については、25年8月の運用開始から多くのお客様に様々な活動の場として活用していただいておりますが、今年度は60周年事業など、更なる施設利用が進むものと考えます。

貴重な財産である文化財については、その保護や保存、調査に努めます。歴史民俗資料館については、基本計画において改修という方向性が示されましたが、今後さらに検討を重ねます。

また、大賀郷中学校運動場に照明施設を整備し、中学生の部活動や施設開放で活用します。

本年11月には東京都島しょPTA連絡協議会合同研修会が行われますが、町も全面的に支援をします。

サッカーやフットサル、野球などのスポーツ大会を通して、島内外の交流を図り、スポーツ施設を活用した観光のまちづくりに積極的に取り組みます。

【公営企業全般】

地方公営企業会計制度が約46年ぶりに大幅に改正され、今年度見直しが実施されます。

水道、バス、病院の各事業会計は、依然として厳しい財政状況下にあります。更なる企業努力を推進し、健全な運営を行います。

【水道事業】

今後の使用水量の変化に注視し、給配水施設の統廃合推進に向けて検討を進めます。

水道情報管理システムにより、詳細な管路情報と給水情報を把握し、管理運営を行います。

工事につきましては、水道施設の機器改修を進め、計器による管理精度を高めるとともに、引き続き坂下地区上水道事業、坂上地区簡易水道事業において、老朽管の敷設替工事を行います。

また、生活道路である都道・町道の改修に伴い配水管の改修工事を合わせて実施します。

【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

今年度、小型路線バス1台を購入し、老朽化したバスとの入れ替えを行い、業務改善に努めます。

路線バスは、住民の身近な交通手段であり、特に、高齢者や学生、観光客等の利用者への対応のためにも、最低限の交通利便の維持・確保は必要不可欠です。庁舎と町立八丈病院をつなぐ新たな路線を申請するとともに、路線の系統について効率的な運行を検討し、経営改善を進めます。

貸切バスについては、現在関西方面からの観光利用等で増加傾向にありますが、観光の動向や島内イベントなどと併せて、関西方面を含めた、他方面への働きかけを行うとともに、観光関係機関と協力し収益の確保に努めます。

【病院事業】

町立八丈病院は、町民が安心して安全な生活を送るための社会基盤として、必要な医療を提供しておりますが、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

医療に携わる人材の確保も大きな課題となっております。今年度も東京都、日本医科大学付属病院、聖マリアンナ医科大学病院等に協力をいただき、内科、外科、小児科、産婦人科の診療を実施し、町民の健康福祉の向上に寄与します。また、12科の臨時専門診療も継続、実施します。

今年度は、薬剤の院外処方を実格的に稼働させ、薬品費の縮減を図ります。また、病棟では、亜急性病床を導入し、患者のニーズに合った医療を実施します。

医療機器については、透析監視装置などを更新し、医療の向上に努めます。

大変厳しい財政状況下ではありますが、東京都の指導、支援等を仰ぎながら、引き続き質の高い医療実現に向け努めます。

【おわりに】

以上、26年度の主な施策の概要について、申し上げます。

26年度の各会計の予算額は、一般会計74億5千万円、特別会計26億円、企業会計29億5千万円、合計で、約130億円であり、前年度と比較しますと、予算総額で4.0%の増となりましたが、各種事業について、引き続き積極的に施行します。

これらの施策を、着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

平成26年度一般会計予算額 74億5561万9千円 ー前年度比 5.9%増ー

歳入 (単位：千円)		
款	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
町税	930,547	12.5
地方譲与税	65,979	0.9
地方消費税交付金	92,732	1.2
自動車取得税交付金	18,887	0.2
地方交付税	2,130,000	28.6
分担金及び負担金	68,828	0.9
使用料及び手数料	193,149	2.6
国庫支出金	420,924	5.6
都支出金	2,053,170	27.5
繰入金	882,501	11.8
諸収入	102,769	1.4
町債	476,100	6.4
その他	20,033	0.4
利子割交付金	5,203	0.1
配当割交付金	4,692	0.1
株式等譲渡所得割交付金	1,011	0.0
地方特例交付金	703	0.0
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1
財産収入	4,421	0.1
寄附金	2	0.0
繰越金	1	0.0
	7,455,619	100.0

歳出 (単位：千円)		
	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
人件費	1,147,922	15.4
物件費	1,431,448	19.2
維持補修費	246,571	3.3
扶助費	574,431	7.7
補助費等	867,127	11.6
普通建設事業費	1,912,673	25.6
補助事業費	500,879	6.7
単独事業費	1,411,794	18.9
公債費	736,125	9.9
繰出金	496,946	6.7
積立金	0	0.0
その他	42,376	0.6
災害復旧事業費	6	0.0
投資及び出資金	0	0.0
貸付金	28,500	0.4
予備費	13,870	0.2
	7,455,619	100.0

各会計予算状況 (単位：千円)				
会計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B) (C)	増減率(C)/(B)%
一般会計	7,455,619	7,041,413	414,206	5.9
特別会計	2,602,012	2,652,995	▲50,983	▲1.9
用品会計	3,209	3,232	▲23	▲0.7
介護保険特別会計	943,445	879,934	63,511	7.2
後期高齢者医療特別会計	193,708	183,203	10,505	5.7
国民健康保険特別会計	1,353,637	1,389,711	▲36,074	▲2.6
浄化槽設置管理事業特別会計	108,013	196,915	▲88,902	▲45.1
公営企業会計	2,954,291	2,812,784	141,507	5.0
水道事業会計	814,518	701,405	113,113	16.1
一般旅客自動車運送事業会計	200,827	178,205	22,622	12.7
病院事業会計	1,938,946	1,933,174	5,772	0.3
合計	13,011,922	12,507,192	504,730	4.0

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B) (C)	増減率(C)/(B)%
国民健康保険特別会計	166,055	170,425	▲4,370	▲2.6
介護保険特別会計	156,453	144,459	11,994	8.3
後期高齢者医療特別会計	124,859	122,182	2,677	2.2
浄化槽設置管理事業特別会計	49,579	74,248	▲24,669	▲33.2

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B) (C)	増減率(C)/(B)%
水道事業会計	40,151	13,532	26,619	196.7
一般旅客自動車運送事業会計	53,635	20,000	33,635	168.2
病院事業会計	376,376	182,093	194,283	106.7

檜立自治会 対話集会

◇2月11日（火）に行われた「檜立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです。

- 質問1： 災害対策について、台風・地震・津波の3つの指針を策定し、座右の書として各家庭に置かせてほしい。
- 回答1： 町では平成18年に『保存版 わが家の防災対策』を全戸配布しており、東日本大震災を受けて見直したいと考えていました。しかし、南海トラフや首都直下地震が発生した場合、八丈島へ最速20分、最大17mの津波が到達すると発表されたことから、津波に対する危機意識を高めるため、津波ハザードマップを2年続けて全戸配布しました。さらに大島の土砂災害を受け、土砂災害防止法に基づき、緊急性の高い区域から警戒区域や特別警戒区域に指定されるようにし、災害危険箇所を周知することを優先します。
- 防災は「自助・共助・公助」が原則で、基本となるのは「自分の身は自分で守る・自助」の考え方です。日頃から防災意識を高め、非常持出品などの準備をすることが、最も基本的な防災対策です。
- 質問2： 八丈町役場が新庁舎に移転してからバス停が遠くなり不便なため、早く乗入れしてほしい。
- 回答2： 路線バスの新庁舎への乗入れについては、病院から新庁舎までの道路が完成した後、直ちに陸運局へ路線変更の申請をします。陸運局及び八丈島警察署の審査には、約6ヶ月かかりますが、スムーズに審査が進むよう、警察との事前相談を行うなど、早く路線変更が認められるよう進めます。
- 質問3： 坂上では返却期日が心配で、町立図書館で本を借りる気がしないとの声がある。各出張所に借りた本を返せる『返却ブックボックス』を設置してほしい。
- 回答3： 本の返却については、図書館や各出張所にポスターを掲示して周知し、試験的に26年4月から出張所の窓口で取扱いを開始する予定です。開始後、件数や状況を確認するとともに、図書館推進委員会にも諮り検討します。
- 質問4： 菊池浄さん宅付近の排水溝が詰まり、家の床下まで水が入り込んだ。排水溝にごみが入らないよう、蓋をするなど対策をお願いしたい。
- 回答4： 当該排水溝は、以前にも枯れ木や落ち葉などが詰まって水があふれるとの苦情があり、その都度対応してきました。排水溝は現場打ちのコンクリートで造られており、左右の高さがばらばらで、通常の蓋をかけるのは困難ですが、今回現場に合わせて、枯れ木や落ち葉が入らないよう対応しました。今後、定期的に現場を巡回し管理しますので、ご理解のほどお願いします。
- 質問5： 乙千代ヶ浜への町道（元峯元荘通り）の土手に大小の石が落ちていることがよくあり、通行の支障となるため対策をお願いしたい。
- 回答5： 当該道路の崖は、檜立地域のゲートボール場の法面になっており、土手の上には椎（しい）の木の大木が林立しています。これらの木が強風に揺らされ、法面の石が道路に落下しています。法面を調査し、コンクリート擁壁または石積擁壁などの法面保護の対策を検討し、対応します。
- 質問6： 沖山安宏さんの家近くの西の角、墓地入口にカーブミラーを設置してほしい。
- 回答6： 当該道路は、都道と町道が交差していますが、現地を調査した結果、町道から都道に進入するとき、右側から来る車が大変見にくい交差点になっています。支庁土木課と協議し対応します。
- 質問7： 檜立地域の避難所にもなる、檜立運動場への道路の未舗装部分を体育館まで舗装してほしい。
- 回答7： 当該道路は、檜立運動場が避難所に指定されていることから、自治会からの道路拡張整備の要望を受けて、計画を進めてきました。今後、檜立出張所がある都道側から、今回ご要望の未舗装の部分を含め、一体的に整備をする予定です。具体的には、平成26年度に測量・設計・土質調査を実施し、平成27年度から用地買収を開始、平成28年度から工事に着手します。
- 質問8： 乙千代ヶ浜でドコモの携帯電話が通話できるようにしてほしい。
- 回答8： ドコモ社に乙千代ヶ浜の整備計画を確認しましたが、現在のところ施設整備の予定はないとの回答でした。受信基地の建設には携帯事業者の同意が必要となり、町単独での建設はできません。仮に町が鉄塔などを整備しても、伝送路の関係は携帯事業者が整備をすることになります。引き続き、ドコモ社に施設整備を要請し、通話可能エリアの拡大に向けて取り組めます。

地熱発電所における臭気測定値の推移

八丈島地熱発電所においては、東京電力により臭気測定が実施されています。平成25年1月までは年に2回の頻度で測定がなされており、発電所内（冷却塔出口、敷地境界）では都条例の基準値を上回る地点もありますが、発電所周辺の住宅など（A～E地点）では発電所の敷地境界基準（10）を下回っています。

平成25年6月に開催した地熱発電拡大に関する住民説明会において、住民の皆さんより現状の臭気について多くのご意見を頂いたことを受け、都が東京電力に対し、住民の皆さんの意向も踏まえながら従来以上にきめ細かく測定を行うよう指導しました。この指導を受け、東京電力は、8月から9月にかけて、住民の皆さんの意向も踏まえ地点を拡大しながら測定を実施した結果、発電所周辺の住宅などでも、その基準値を上回る場合があることが分かりました。

この測定結果を踏まえ、都は、改めて東京電力に対し、『平成25年11月から平成26年4月までの半年間、継続的に測定を実施すること』を指示しました。

この東京電力による臭気測定値については、これまで平成26年1月号から毎月、住民の皆さんに広く周知してきました。今月号では、平成26年1月の臭気測定結果についてお知らせします。

東京電力(株) 八丈島地熱発電所 環境モニタリング測定結果（平成26年1月分）

東京都環境確保条例に基づく指示により11月から環境測定を行っておりますが、1月の測定結果がまとまりましたのでお知らせします。

測定日 平成26年1月16日（木）

資料提供：東京電力(株)東京支店島嶼業務センター

測定実施年月	臭気指数 ^{*1}	硫化水素(H ₂ S) ^{*2}	風向	風速	気温	湿度	備考
単位	—	ppm		m/s	℃	%	
冷却塔出口A	37	未測定					発電所内 排出口
冷却塔出口B	42						
敷地境界①	14	0.022	北	1.4	9.0	88	発電所敷地 境界3点
敷地境界②	10未満	0.0032	東北東	1.4	8.2	75	
敷地境界③	10未満	0.002未満	北北東	1.9	9.0	73	
A地点	10未満	0.002未満	東	0.7	10.0	70	檜立地区 中之郷地区 主要地点
B地点	19	0.0086	北	1.1	10.0	65	
C地点	10未満	0.002未満	北北東	1.6	9.5	83	
D地点	10未満	0.002未満	西	0.6	9.0	85	
E地点	10未満	0.002未満	—	0.5未満（無風）	10.0	81	
F地点	10未満	0.002未満	北	1.1	11.5	80	
G地点	10未満	0.002未満	—	0.5未満（無風）	12.0	78	
H地点	10未満	0.002未満	南東	1.1	10.5	70	
I地点	10未満	0.0056	北北東	4.0	10.2	79	
J地点	10未満	0.002未満	—	0.5未満（無風）	9.8	71	
K地点	17	0.0099	北西	1.2	9.0	76	
L地点	10未満	0.013	東	0.9	9.5	69	

* 1：臭気指数とは、複数の人間が袋に採取した空気サンプルの臭いを嗅いだ後、その臭いの程度を集計して数値化したものです。【サンプルを10倍に希釈して臭いを感じる場合に臭気指数は10となり、サンプルを100倍に希釈して臭いを感じる場合、臭気指数は20となります。】臭気指数の規制基準値については、当該施設においては敷地境界（10）、排出口（22）です。【臭気指数の定量下限値は10】

* 2：硫化水素とは、空気より重く、無色で水によく溶けて弱い酸性を示し、腐った卵に似た特徴的な強い刺激臭があり、目や皮膚などを刺激する有毒な気体です。（参考）【労働安全衛生法に基づく作業環境管理濃度は1 ppmです。】

■ 本件に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。 ■

- ・東京電力(株) 東京支店 島嶼業務センター 八丈島事務所 : 電話 2-0009
- ・東京電力(株) 東京支店 島嶼業務センター 島嶼発電グループ : 電話 03-6375-0541

「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」施行と 「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン」策定

【八丈町地域再生可能エネルギー基本条例】

平成25年12月八丈町議会第四回定例会において可決された本条例が、平成26年4月1日より施行されます。

- 地域に存在する再生可能エネルギー資源が、地域固有の資源であり、島民の財産であることを自覚する。
- 町・町民・事業者がそれぞれの役割を持ち、主体または協働によって再生可能エネルギーを活かしたまちづくりを進める。
- 町は、地域再生可能エネルギーの大幅な利活用の推進によって、地域経済を活性化させ、地球環境負荷の低減やエネルギーの自立に取り組んでいく。

この条例は上記のような理念を宣言するものです。

※なお、条例の全文は、広報はちじょう2月号の折り込み「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン策定に向けた意見募集」に明記して全戸配付したほか、町ホームページでもご覧いただけます。

【八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン】

上記の条例制定に伴い、その理念を実現させるための運用規程（ガイドライン）を策定しました。

策定にあたっては、前述のとおり、広報はちじょう2月号の折り込みにて住民の皆さんよりご意見を募集しました。その結果、数件のご意見をいただくことができました。ありがとうございました。

ご意見に対する町の考え方および策定したガイドラインについては、町ホームページにて公開していますので、ぜひご覧ください。

■問い合わせ ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

八丈島地熱館企画展示 ～食虫植物を見てみよう～

地熱発電で発生する温水を利用した温室団地で栽培している植物の中でも、本州ではあまり見ることの出来ない『食虫植物』に注目し、展示しています。

■展示期間 3月21日（金）～4月6日（日）

■展示協力 菊池 義郎（日の出花壇）

※この期間中に来館された方（小学生以上）には、『えこ・あぐりまーと』で使える100円割引券をプレゼントしています。地熱館で食虫植物を見た後は、『えこ・あぐりまーと』でくつろいでくださいね。

■開館時間 午前9時30分～午後4時30分（入館は午後4時まで）

■入館料 中学生以上：100円 小学生：50円 未就学児：無料

■地熱館 電話 9-5426

■問い合わせ ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

八丈島地熱館 駐車場の閉鎖

東京電力株式会社が実施する八丈島地熱発電所の定期点検に伴い、発電所敷地内において大型車両が出入りします。つきましては、定期点検の円滑な実施および八丈島地熱館の来館者の安全確保のため、以下の期間、地熱館の駐車場を閉鎖します。期間中に来館の際には、「えこ・あぐりまーと」の駐車場をご利用ください。なお、駐車場は閉鎖しますが、地熱館は開館します。

ご理解とご協力をお願いします。

■閉鎖期間 4月1日（火）～5月29日（木）※天候などの理由により多少前後することがあります。

■発電所の点検に関する問い合わせ

・東京電力株式会社 東京支店 島嶼業務センター 八丈島事務所 電話 2-0009

■地熱館 電話 9-5426

■問い合わせ ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

◆戸籍証明書（戸籍謄本等）の申請◆

戸籍の証明は、本籍地の区市町村で取り扱います。八丈町に請求していただけるのは、八丈町に本籍のある方になります。

◆本人確認の実施◆

戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）等の請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。

窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）などをご本人を確認できるものをお持ちください。ご協力をお願いします。

◆委任状◆

代理の方が請求する場合は、請求者本人の委任状が必要になります。全文ワープロ作成のものは受理できませんのでご注意ください。窓口で請求書に記入していただきますので、請求する戸籍などの本籍・筆頭者・生年月日・請求事由など必要事項を窓口に来られる方に正確に伝えてください。

相続などで必要な戸籍の種類が分からない場合は、「〇〇が死亡したことによる手続きのため、△△に提出、□□から□□までの一連の戸籍が各×通必要」など、必要な内容を具体的に記入してください。また、被相続人と請求者本人との関係も正確に伝えてください。関係が確認できない場合、交付できないことがあります。お手元に関係する戸籍がありましたら、コピーで結構ですでお持ちください。

代理の方と請求者本人との関係や必要な証明書の種類、用途によっては委任状が不要となる場合もあります。その他、ご不明な点などありましたら問い合わせください。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が一部変更になります

70歳以上75歳未満の方（※）の自己負担割合について、これまで2割のところ、特例措置により1割とされていましたが、制度の見直しにより、平成26年4月から一部変更になります。

※障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

●平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

●平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

●新しい高齢受給者証は、3月に発送しましたのでご確認ください。

※古い高齢受給者証は、医療年金係または、各出張所にお返しください。

●高齢受給者証は、通常の一斉更新の都合上、有効期限が7月31日までとなっています。

就学のために転出される方へ ～学生の被保険者証の特例制度～

就学のため転出される方に、今までの被保険者証がそのまま使用できる学生特例制度があります。該当・利用される方は転出の手続きをする際、医療年金係にて申し出てください。

既に学生特例制度を受けている方で、昨年度に引き続き学生の方は、平成26年度分の在学証明書、または学生証のコピーを4月末日までに提出してください。

また、卒業などで該当しなくなった方は、非該当の届け出が必要となりますので医療年金係または各出張所で手続きをしてください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

国民年金

- 住民課医療年金係 電話2-1123
- 港年金事務所 電話03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【平成26年度の国民年金保険料は15,250円です】

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっています。これにより、平成26年度の保険料については、210円引き上げられ15,250円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受給できなくなる場合もありますので、保険料は必ず期限内に納付しましょう。

【国民年金前納割引制度（現金払い）】

国民年金保険料は一定期間の保険料をまとめて納めることで、割引となる「前納制度」があります。1年度分を現金払いで前納すると「3,250円」の割引、6カ月分を現金払いで前納すると「740円」の割引となります。

※1年度分・6カ月分前納用の納付書は、4月上旬に発送します。

※現金前納のお支払いは平成26年4月1日から4月30日までです。

【引き続き学生納付特例の申請を希望される方へ】

平成25年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号などの印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が発送されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な事項を記入することで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等の添付が必要です。平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お早めに年金事務所にご連絡ください。

水道係からのお知らせ

■問い合わせ ■ 企業課水道係 電話 2-1128

■消費税法改正にともなう水道料金の変更

平成24年8月に行われた消費税法および地方税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることとなりました。八丈町においては平成26年4月検針、平成26年5月請求分より水道料金に増税分の料金を転嫁することとなります。



【例】

口径13ミリの場合	改正前	改正後	口径20ミリの場合	改正前	改正後
●10m ³ 使用……………	1,554円	→ 1,598円	●10m ³ 使用……………	1,627円	→ 1,674円
●20m ³ 使用……………	3,076円	→ 3,164円	●20m ³ 使用……………	3,150円	→ 3,240円
●30m ³ 使用……………	5,491円	→ 5,648円	●30m ³ 使用……………	5,565円	→ 5,724円

■「水道使用異動届」・「給水装置所有者変更届」の提出が必要です！！

- ①転入する時・転出する時・住所変更の際には「水道使用異動届」を提出してください。
 - ②水道を半年以上お使いになる予定のない場合は、基本料金のかからなくなる休止手続きが可能です。ただし一度使用休止されると半年間は水道を再開栓できなくなりますのでご注意ください。
 - ③水道には実際に使用される使用者、支払者名義のほかに、水道の権利を有する所有者（管理人や貸家の大家など）を変更することも可能です。変更される場合は、「給水装置所有者変更届」の手続きが必要になります。
- ※「水道使用異動届」、「給水装置所有者変更届」の手続きは、印鑑をお持ちになって町企業課水道係か、もしくは各出張所で行ってください。なお「給水装置所有者変更届」の場合は、相手方の印鑑が必要となる場合もあります。詳しくは企業課水道係まで問い合わせください。

■水道メーター器の周りはきれいに！！

水道メーター器の周りに物などが置かれているとメーター器が見えづらくなる場合があります。メーター器周辺はきれいに保って検針がスムーズに行えるようご協力ください。

水道料金のお支払いは便利な「口座振替」で

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成26年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

○課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

■問い合わせ■ 税務課課税係固定資産税担当 電話 2-1122

■期間■ 4月1日（火）～6月2日（月） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

町税の滞納処分を強化しています ~税負担の公平性を確保するために~

■問い合わせ■ 税務課徴収係 電話 2-1122

◆納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。

役場の業務時間内（平日午前 8 時30分～午後 5 時15分）または、役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申し込みにより業務時間外（午後 5 時15分～午後 7 時）に納付相談を行っています。

◆差押等の滞納処分を強化しています

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

今月の学校行事

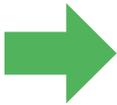
- 始業式（各小・中学校） 期日：7日（月）
- 入学式 期日：7日（月） / 会場：各小学校 8日（火） / 会場：各中学校
- 修学旅行（各中学校） 期日：23日（水）～27日（日） / 大賀郷中学校・三原中学校
24日（木）～28日（月） / 富士中学校
- 職場体験（大賀郷中学校） 期日：24日（木）～26日（土）

- 八丈町教育相談室 電話 2-0591（毎週火・金曜日：午前 8 時30分～午後 5 時）
- 東京都教育相談センター 電話 03-3360-8008
（平日：午前 9 時～午後 9 時 土・日・祝日：午前 9 時～午後 5 時）
- 東京いじめ相談ホットライン 電話 03-5331-8288（24時間）
- 東京いのちの電話 電話 03-3264-4343（24時間）

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

家電リサイクル料金改定 平成26年 4月 1日より家電リサイクル料金が改定されます。

	旧料金【平成25年度】		新料金【平成26年度】
◇エアコン	3,119円		3,210円
◇テレビ（15型以下）	3,285円		3,379円
◇テレビ（16型以上）	4,335円		4,459円
◇冷蔵庫（170ℓ以下）	6,342円		6,521円
◇冷蔵庫（171ℓ以上）	7,392円		7,601円
◇洗濯機	4,467円		4,590円

※経過措置として、家電リサイクル券の交付日（引取日）の欄の記載が、平成26年 3月31日以前の日付のもので、かつ、有明興業（株）八丈島営業所への引渡日が平成26年 4月 1日から 4月30日までの場合は、旧料金が適用されます。
 ※リサイクル料金は、代表的なメーカーのものです。この料金表と異なる製品もあります。詳しくは、家電小売店または、有明興業（株）八丈島営業所に問い合わせください。

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

花と緑のフェスタ2014開催中 4月6日(日)まで

八丈島の春のイベントを、「花と緑」というテーマのもと、一つの催しとして島の魅力をPRします。

行事予定

4月

■「花と緑のフェスタ2014」フリージアまつり

開催期間：4月6日(日)まで 会場：八形山フリージア畑

■フリージア・インフィオラータ

開催日：4月6日(日)

会場：八丈町多目的ホール「おじゃれ」、八丈町役場町民ギャラリー、八丈島空港、えこ・めぐりまーと

来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客(推計)		前年比
	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	
2月	5,324	6,548	343	553	5,667	7,101	3,064	3,839	-20.2%

介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収(仮徴収) 4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します。

●特別徴収とは・・・

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、7月に「平成26年度介護保険料額決定通知書」としてお知らせします。

◇平成26年度の介護保険料◇

段階区分	対象となる方	保険料年額(円)
第1段階	生活保護および老齢福祉年金受給者で市町村民税が世帯全員非課税の方	27,600
第2段階	市町村民税が世帯全員非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	34,500
第3段階	市町村民税が世帯全員非課税で、第2段階以外の方	41,400
第4段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	48,300
第5段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、第4段階以外の方	55,200
第6段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円未満の方	62,100
第7段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	69,000
第8段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が190万円以上の方	82,800

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

東京都都営交通無料乗車券のご案内

東京都内に居住し、下記に該当する方に発行します。

●B券(通用期間1年)の対象者および申請に必要なもの

- ①生活保護受給世帯員(世帯員の中で1人まで。保護期間が3カ月以上ある方) ……保護開始決定通知書
- ②中国残留邦人およびその配偶者 ……支援給付決定通知書
- ③児童扶養手当受給世帯員(世帯員の中で1人まで) ……児童扶養手当証書
- ④被救護者(児童養護施設・児童自立支援施設に入所している方) ……施設長が発行する証明書

●利用できる交通機関……都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー ※八丈町営バスは利用できません。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

救援金・義援金の報告

皆様のご協力ありがとうございました。



2013年フィリピン台風救援金

義援金名	受付期間	義援金額	送金先
2013年フィリピン台風 救援金	平成25年11月11日から 平成26年2月28日まで	31,065円 (2月28日現在)	日本赤十字社

東日本大震災義援金

義援金名	受付期間	義援金額	送金先
東日本大震災義援金	平成23年3月14日から 平成26年3月28日まで	17,410,929円 (2月28日現在)	日本赤十字社

町立八丈病院運営協議会議事抜粋

平成26年2月19日(水) 午後6時 外来待合室

- 報告事項 1) 25年度収支見込 2) 25年度患者数の動向
3) 医師および職員の動向 4) その他(院外処方)

◆委員の意見

- 院外処方箋の有効期限
4日間(処方日含む)
- 調剤薬局の宅配
薬局によっては可能(薬局に確認)
- 薬の受け渡し(院外処方)
調剤薬局であれば、島内、島外に限らずどこでも利用可能。
- 調剤薬局医薬品の料金
調剤薬局で処方される薬については、薬価で決まっている。
- 院外薬局営業日
町立八丈病院で土曜日に臨時診療がある時は、開業する薬局がある。(薬局に確認)
- 保険証の提示
薬局でも保険確認が必要なため、保険証の提示が必要。
- 処方薬の変更
後発医薬品(ジェネリック)への変更も可能。変更不可能な薬もあるので薬局で薬剤師に要相談。
- 薬の自己管理
薬局には薬剤師がおり、処方する薬についての服薬指導が受けられる。

町立八丈病院運営協議会名簿 任期24年9月1日~26年8月31日

三根地域	沖山重彦	金川津屋子
大賀郷地域	小栗卯雄	折田正江
檜立地域	伊勢崎正恵	伊勢崎とし子
中之郷地域	佐々木アツコ	佐々木弥重子
末吉地域	村山真理子	松代勝子
医師	岩淵一也	
歯科医師	菊池一江	

他 都職員 1名 町職員 3名

町立八丈病院運営協議会は、病院の円滑な運営を図ることを目的に活動しております。
病院の運営、診療、施設について何かありましたら、地域委員に問い合わせください。

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

汚泥再生処理センター肥料の有料配布を実施します

昨年度は好評により配布数を上回りましたが、本年度はなるべく多くの方に配布できるよう1世帯当たりの上限を設けて実施します。

配布方法は下記をご参照ください。

なお、受付期間中は在庫が無くなっても受け付けしますが、年間生産量見込みを超えた時点で受け付けを中止しますのでご了承ください。

■受付期間：平成26年4月14日（月）から平成26年4月25日（金）

■申込上限：1世帯50袋まで

■受付場所：住民課浄化槽係および町各出張所

申し込み時に肥料袋詰手数料（肥料代）をお支払いください。

1袋100円（10kg）

■配布場所：汚泥再生処理センター

※肥料受取り時に、肥料袋詰手数料の領収書の提示が必要です。

車両の最大積載量を超過する場合は複数回に分けてお渡しすることになりますのでご注意ください。

■配布日時：平成26年4月30日から平成26年5月31日までの

第1、第3、第5水曜日および土曜日（5月3日は除く）

午前10時から午後12時、午後1時から午後3時の間

※在庫が無くなってしまった後の受渡しについては配布日時が大幅に遅れる場合があります。ご了承ください。

■肥料内容：窒素全量3.1%、りん酸全量4.0%、加里全量0.5%未満、その他水分など有機物

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日となりますので、収集運搬が必要な方は休業日前に申し込みください。

4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日

6日（日曜日）、12日（第2土曜日）、13日（日曜日）、20日（日曜日）、26日（第4土曜日）、27日（日曜日）、29日（昭和の日）

収集運搬業務の受付時間 ……午前8時～午後4時

収集運搬業者 ……（株）八丈島衛生総合企画 電話番号 2-0855

手数料の口座振替を利用しましょう

一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）の口座振替が可能となりました。取扱い金融機関は下記のとおりです。

・七島信用組合 ・みずほ銀行 ・ゆうちょ銀行

口座振替申し込み用紙は住民課浄化槽係、各出張所、または島内の上記取扱い金融機関窓口にありますので、必要事項を記入・押印後当該金融機関へ提出してください。

手数料、使用料などの納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納付してください。

納入通知書を紛失されても会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

子ども家庭支援センターからのお知らせ

♥ 4月の交流ひろばについてはセンター発行の「ほのぼの通信」をご覧ください。

ファミリーサポート・センター

八丈町に在住、在勤、または、在学している方を対象として、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行える方（提供会員）の橋渡しを行う制度です。

八丈町在住の概ね生後6カ月～10歳未満のお子さんがいらっしゃる方で、育児の援助を受けたい方は下記へ問い合わせください。

■問い合わせ ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300



……お知らせ掲示板……



○
4
月
の
航
路
ダ
イ
ヤ

【東海汽船】 電話 2-1211
三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島
「かめりあ丸」・「さるびあ丸」
〈東京竹芝発 22:20〉 〈八丈島発 10:00〉

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）
<http://tohoair-tal.jp/>
……詳しくは ・東邦航空予約センター 電話 2-5222
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】 電話 0570-029-222		機体情報	最大乗員数	B737……167人	A320……166人		
便名	羽田発	八丈島着	機種	便名	八丈島発	羽田着	機種
1891	7:30	8:25	B738	1892	9:05	10:00	B738
1893	12:15	13:10	A320	1894	14:20	15:15	A320
1895	15:55	16:45	A320	1896	17:20	18:20	A320
4/1~4/30	普通運賃	往復割引(片道)					
羽田=八丈島	19,990	13,290					

※運航事業者の都合により、急な時刻変更など
ありますので、ご注意ください。

~~~~ 檜立・中之郷地域 敬老会 開催!! ~~~~

高齢者の方々への感謝と長寿をお祝する敬老会を檜立・中之郷地域で開催します。

◎檜立地域

- 日時：4月20日（日）
午前11時～午後1時30分
- 場所：檜立公民館

◎中之郷地域

- 日時：4月20日（日）
午前11時～午後1時30分
- 場所：中之郷公民館



※対象者は70歳以上の方（昭和20年4月1日以前に生まれた方）です。

■問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

《相談日》 月・水・金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《相談時間》 午後1時～午後4時 ※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もごございますので、事前にご予約いただくと確実です。

《事前予約》 月～金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《予約受付時間》 午前9時～午後5時

平成26年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

平成26年

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
	2	4			2	2	4	6		2	4			1	1	3	5
7	9	11	7	9		9	11	13	7	9	11	4	6	8	8	10	12
14	16	18	12	14	16	16	18	20	14	16	18	11	13	15	17	19	
21	23	25	19	21	23	23	25	27	23	25		18	20	22	22	24	26
28	30		26	28	30	30			28	30		25	27	29	29		

※斜線の日程（祝祭日・年末年始）は、相談はお休みです。

※「島しょ法律相談」は、平成26年度下半期にも実施します。

■相談・予約・問い合わせ ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 電話 03-5388-2245

お知らせ掲示板 (つづき)



春の交通安全運動 4月6日(日)～15日(火)

「やさしさが 走るこの街 この道路」をスローガンに実施されます。
交通ルールを守り事故のない八丈島にしましょう。

交通安全の夕べ

■日時 4月1日(火)……大賀郷公民館 / 4月3日(木)……三根公民館

※各日午後6時30分から受け付け(講習カードを持参してください)。

※午後7時から、交通安全夕べの開始となります。

皆さんお誘い合わせのうえ
お集まりください。

交通安全パレード

4月13日(日) ※雨天時は車両パレード

◇開催時間◇	◇パレードコース◇
午前9時30分頃～	末吉地域 (あさめま商店～末吉公民館)
午前9時55分頃～	中之郷地域 (中之郷消防詰所～中之郷駐在)
午前10時15分頃～	榎立地域 (富次郎商店～榎立駐在)
午前11時00分頃～	大賀郷地域 (歴史民俗資料館～旧町役場)
午前11時30分頃～	三根地域 (開善院入口～亀屋駐車場)

当日はパレードコース(都道)の交通規制が実施されます。皆さんご協力くださいますよう、お願いします。

■問い合わせ■ 八丈島警察署 交通係 電話 2-0110

平成26年6月1日から 運転免許に関する改正道路交通法 が施行されます。

主な改正点

- 免許取得・更新時に、一定の病気などの症状に関する「質問表」の提出義務が新設
- 一定の病気などにより免許を取り消された者に対する免許再取得時の試験一部免除

※その他 一定の病気などに係る運転者対策や悪質・危険運転者対策

■問い合わせ■ 警視庁運転免許本部 電話 03-6717-3137

子どもの定期予防接種のお知らせ

●ヒブ集団接種 & 小児用肺炎球菌集団接種

日時：4月8日(火) 午後3時～午後3時30分

●三種混合集団接種 & 四種混合集団接種 & 予約制個別接種

日時：4月10日(木) 午後3時～午後3時30分

●BCG集団接種

日時：4月16日(水) 午後3時～午後3時30分

●ポリオ集団接種 & 予約制個別接種

日時：4月24日(木) 午後3時～午後3時30分

■会場：町立八丈病院小児科

※平成26年度より1歳までの定期予防接種の案内通知方法が変更になりました。

平成26年度生まれのお子さんには予防接種担当者が個別にスケジュールを作成し、お渡しします。

平成25年度以前に生まれたお子さん、および1歳以降の定期予防接種は今までと同様に事前に個別通知します。

尚、平成25年度以前に生まれたお子さんでも希望される方には予防接種担当者がスケジュールのご相談にのります。お問い合わせ先までご連絡ください。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570



※予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために設けております。事前予約が必要ですので、ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。



図書館からのお知らせ

●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。なお、申し込み手続きの際はご本人の確認ができるもの(免許証や保険証など)が必要です。(小さなお子さんの場合も確認しています。)

●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をおかけします。

変更があった場合は図書館カウンターで変更届けを記入し、確認ができるものと一緒に提示してください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも、本・雑誌が返せます！

4月1日から榎立・中之郷・末吉出張所で本・雑誌が返せます。各出張所の業務時間中、職員にお渡しください。

★返せるもの：八丈町立図書館の本・雑誌

★返せないもの：紙芝居、DVD・ビデオ、ほかの図書館から借りた本

※運搬中に壊れたり汚れたりする恐れがあります。
今までどおり図書館にお持ちください

八丈町立図書館



このバーコードが貼ってある本・雑誌

●「しっかり読もがん・しっかり読もごん(たくさん読もうよ!)」

4月23日の「子ども読書の日」を記念し、児童書を展示します。かつて八丈小島に教師として赴任した漆原智良氏から寄贈された本が中心です。貸出もできますよ！

期間：4月19日(土)～5月11日(日) カウンター前展示コーナー

●今月のおはなし会 12日(土) 午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせや工作を行います。おはなし好きな子、おじゃれよい♪

●休館日 毎週月曜日・29日(火・昭和の日)・30日(水・館内整理日)

●開館時間 午前9時30分～午後5時

●新着図書 *最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています*

『電車の博物館・公園に行こう!』

『約束の海』山崎豊子著

『いのちつづ「みとりびと」5』 國森康弘写真・文

『ゆうくんたいすき』長谷川義史絵(紙芝居)

*** 返却期限を過ぎていませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！ ***

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話 2-0797

地方消費税率の引き上げ

地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
参考	消費税率	4%	6.3%	7.8%
	合計	5%	8%	10%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率(国・地方)の引き上げの前に、経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率(国・地方)の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※引き上げ後の消費税率(国・地方)は、経過措置が適用されるものを除き、運用開始日以後に行われる資産の譲渡などについて適用されます。

■問い合わせ■ 総務省自治税務局都道府県税課 間税第一係 電話 03-5253-5665

お知らせ掲示板 (つづき)



母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

今月の健康診査 会場：保健福祉センター ※健診の対象者には個別通知します

3～4カ月児・産婦健康診査 4月22日(火) 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成25年11月19日～平成26年1月22日生まれの乳児とその産婦

1歳6カ月児健康診査 4月15日(火) 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成24年8月4日～平成24年10月15日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 4月30日(水) 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成22年1月23日～平成22年4月30日生まれの幼児

こども心理相談 (要電話予約) 会場：保健福祉センター

4月15日(火) 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談 (要電話予約) 会場：保健福祉センター

4月16日(水) 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

もぐもぐ離乳食 (要電話予約) 会場：保健福祉センター

4月21日(月) 午前10時～11時30分

中期7～11カ月頃(もぐもぐ・カミカミ期)のお子さんと保護者を対象に離乳食の調理実習・講話を行い試食もします。皆さんの参加をお待ちしております。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐(必要な方)

両親学級 (要電話予約) 会場：保健福祉センター 日時：下記4回コースで行います。

4月の日程：4日(金)・10日(木)・17日(木)・24日(木)の4回行います。



町立八丈病院臨時診療日 その他、専門外来診療

○耳鼻咽喉科……4月7日(月)～9日(水) ○糖尿病教室……4月11日(金)

その他、専門外来診療は下記のとおりですが、**予約制**となっております。

科によっては予約の取り方が異なりますので、詳しくは病院に問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- 精神神経科
- 整形外科
- 内分泌内科
- 皮膚科
- 糖尿病内科
- 腎臓内科
- 消化器内科
- 神経内科
- 眼科
- 循環器内科
- 泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

おじゃりやれ!東京へ 第32回 八丈島三根会総会開催

■日時：平成26年5月31日(土) 正午より開催

■場所：東京プリンスホテル(最寄り駅/地下鉄「御成門駅」・芝増上寺の隣)

○スケジュール……●総会の部 ●懇親会の部 *楽しいプログラム企画あり

○参加費……10,000円 *当日パーティ会費 *通信・印刷費など含む

○ハガキで申し込み……●学年幹事へ連絡してください。

●学年幹事のいない方は知人の幹事、または直接事務局へハガキで申し込みください。(名前・住所・小学校卒業年度記載の上)

※現在、昭和54年度卒業(47歳)以下の若い学年の参加がありません。ご家族の皆さん、若い人も誘ってください。

■問い合わせ■ 三根会事務局 峯元信博 電話 03-3330-7260

東京都の特定(産業別)最低賃金改正

平成26年3月23日から時間額 鉄鋼業 871円

■問い合わせ■ 東京労働局賃金課 電話 03-3512-1614
最低賃金ワン・ストップ総合相談支援センター 電話 03-3543-6326



東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。
※届け出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

日 時：4月21日(月) 午後1時～4時
 4月22日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時
 4月23日(水) 午前9時～正午

※登記相談の受け付けは、
 終了時間の30分前までです。

場 所：八丈町役場 1階町民ギャラリー特設会場

■問い合わせ ■ 東京法務局 不動産登記部門 電話 03-5213-1330 (不動産)
 法人登記部門 電話 03-5213-1337 (商業・法人)

「表示登記の日」不動産に関する無料相談会

「表示登記の日(4月1日)」にちなみ、土地・建物など不動産の表示登記と権利に関する無料相談会を行います。お気軽にご相談ください。

- 日 時 4月11日(金) 午前10時～午後4時
- 会 場 高橋司法書士事務所(三根12-4 スカイトウン3-7)
- 相談担当 東京土地家屋調査士会 七島支部 斎藤 孝道 / 東京司法書士会 七島支部 高橋 富雄
- 後 援 東京法務局

■問い合わせ ■ 高橋司法書士事務所 電話 2-1086

～平成26年度東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業(第1回)の募集～

◆募集期間

平成26年4月1日(火)～6月6日(金)

◆補助対象事業

新たに取り組む次の事業

- ① 地域資源を活用した特産品に関する事業
- ② 地域資源を活用した観光の振興に関する事業
- ③ ①、②に関連した事業展開に関する事業

◆補助対象事業者

- ① 個人事業者、中小企業、組合など、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業などで構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取り組みを行うと認められる法人など
- ② 創業を具体的に予定している方

◆補助金額

対象経費の9/10以内で1,000万円を上限とします。
 ただし、ファンド助成事業での助成金額を除く。

◆条件

補助申請は、東京都中小企業振興公社が実施する東京都中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業(以下「ファンド助成事業」)への申請を条件とし、当該助成事業の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

なお、ファンド助成事業の申請書類の提出日は平成26年5月26日(月)～5月30日(金)になっており、事前に提出申込3月7日(金)～5月16日(金)が必要です。

◆事業期間

事業開始時期から2年以内

◆申込方法

所定の計画書により募集期間内に企画財政課へお持ちください(土・日・祝日は除く)

※募集案内などは島しょ振興公社ホームページまたは、企画財政課で配布します。

■補助事業についての問い合わせ

- 公益財団法人 東京都島しょ振興公社……………電話 03-5472-6546
 ホームページ……………<http://www.tokyoislands-net.jp/>
- 企画財政課企画情報係……………電話 2-1120

■ファンド助成事業についての問い合わせ

- 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 助成課……………電話 03-3251-7895
 ホームページ……………<http://www.tokyo-kosha.or.jp>

お知らせ掲示板 (つづき)



平成26年度地域振興に係る補助事業 (第1回) の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体に対し、その経費の一部を補助しています。

■募集期間

平成26年4月1日(火) ~ 4月30日(水)

■対象事業

- ・地域振興に係る補助事業
- ・地域振興に係る特産品に関する事業
- ・地域振興に係る観光に関する事業
- ・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

■補助対象団体

- ・5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体
- ・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に

資する取組を行うと認められる法人など

- ・島しょ地域内の個人事業者
- ※中小企業、創業予定者は対象外

■補助金額

補助対象経費の5分の4以内で100万円(特に必要と認められる事業については200万円)を限度とする。

■事業の期間

事業開始から平成27年3月末日まで

■申し込み方法

所定の申請書により平成26年4月30日(水)までに企画財政課へお持ちください。
提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布します募集案内・交付要綱をご覧ください。

■問い合わせ ■ 公益財団法人 東京都島しょ振興公社
企画財政課企画情報係

電話 03-5472-6546
電話 2-1120

行政相談

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

■日時: 4月8日(火) 午前10時~正午

■場所: 町役場1階相談室

■相談員: 近藤 勝重

■問い合わせ ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120



参加しませんか?
募集しています!

行事

催し

講座



交通少年団員募集

■問い合わせ■

八丈島警察署交通係 交通少年団担当 電話 2-0110 (内線4113)

交通少年団による、夏祭りパレードでの堂々とした演奏を皆さん覚えていませんか? 交通少年団はそうした活動を通じて交通事故をなくすための呼びかけを行っています。

今期、新しく交通少年団に入団するお友達を募集します。

- 今年小学校3年生以上になる子(男女問わず)。2年生以下は要相談。
- すすんで交通ルールを守り、他の子ども達の模範となれる子。
- パレードなどの楽器、演奏に興味があり、練習を頑張れる子。

■申込期間……3月3日(月)~4月25日(金)まで(申込書は警察署または駐在所にあります。)

■入(卒)団式……5月中旬に実施予定

楽しく話して覚える英語 英会話教室生徒募集！

- ◆受講資格 八丈町に住んでいる小学生以上の方
- ◆クラス
 - 学生の部 小学生、中学生
 - 一般の部（高校生含む） 初、中、上級
 - ベビーママクラス 幼児同伴可能なクラス
- ◆受講場所 三根・大賀郷・中之郷公民館

※時間・曜日によりクラスのレベルが異なります。
詳しくはお問い合わせください。

- ◆応募方法
教育課、各出張所にある申込書に記入して提出してください。
※メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。（あて先を記入し、82円切手を貼付してください。）
- ◆応募締切 4月17日（木）

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

町立八丈病院からの募集案内！

～職員募集～

- ◆看護師 ……若干名
- ◆薬剤師 ……若干名
- ◆社会福祉士 ……1名
- ・対象者 資格保有者
(資格取得見込者)
- ・選考方法 職員採用試験

◆調理業務（パート）

- ・対象者 調理に興味のある方
- ・選考方法 面接など
- ・内容 給食調理

◆臨時看護助手（パート）

- ・対象者 看護に興味のある方
- ・選考方法 面接など
- ・提出書類 履歴書

◆検査業務（パート）

- ・対象者 健康状態が良好な方
- ・選考方法 面接など
- ・内容 検査業務助手

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。

※勤務条件など詳細については、お問い合わせください。

八丈町ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

■問い合わせ・申し込み■

町立八丈病院事務局 電話 2-1188

八丈町放課後子どもプラン指導員の募集

八丈町では、放課後子どもプラン事業の指導員を随時募集しています。

登録制度および注意事項

この制度は放課後子どもプラン事業の指導員として働くための希望登録です。指導員が必要になったときに、登録された方の中から働いていただく方を選定します。

対象者

子どもが好きで、町内に住所を有する方

登録の方法

登録は随時行っています。八丈町の指定する履歴書（福祉健康課厚生係・教育課生涯学習係で受け取るか、八丈町ホームページからもダウンロードできます。）に写真を貼るり付けのうえ必要事項をすべて記入し、福祉健康課厚生係又は教育課生涯学習係に持参してください。

業務内容

三根小学校・大賀郷小学校・三原小学校における小学生児童への指導や見守り。

勤務条件など

八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。

採用の方法

応募順に名簿に登録され、名簿の中から適任者を選定し、面接を実施した後に決定します。

登録の変更や抹消

- (1) 登録内容（連絡先など）の変更や、転居などで登録を辞退される方は、福祉健康課厚生係又は教育課生涯学習係までご連絡ください。
- (2) 登録後2年間採用実績のない方は、名簿から抹消されます。（引き続き登録を希望される方は再度応募してください。）

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071



SCHEDULE 2014 4月

三根 大賀郷 樫立 中之郷 末吉 八丈町 健町 立保 保所 坂上老人
公民館 公民館 公民館 公民館 公民館 福祉センター 八丈病院 保健所 福祉館

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00	4 両親学級 1日目 保福 13:30~15:30	5
6 し尿収集運搬休業日 フリージア・イン フィオラータ	7 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	8 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	9	10 両親学級 2日目 保福 13:30~15:30	11	12 し尿収集運搬休業日 図書館おはなし会 10:00~11:00
13 し尿収集運搬休業日	14 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	15 1歳6カ月児健診 保福 13:15~13:45受付 こども心理相談 保福 9:00~16:00	16 すくすく相談 保福 9:30~11:30	17 高齢者健康教室 中 10:00~12:00 両親学級 3日目 保福 13:30~15:30	18 高齢者健康教室 三 10:00~12:00	19
20 し尿収集運搬休業日 敬老会 樫 11:30~13:30 敬老会 中 11:30~13:30	21 コミュニティセンター休館日 図書館休館日 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30	22 3~4カ月児乳幼児 産婦健診 保福 13:15~13:45受付	23	24 両親学級 4日目 保福 13:30~15:30	25	26 し尿収集運搬休業日
27 し尿収集運搬休業日	28 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	29 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	30 図書館休館日 4歳児歯科検診 保福 9:15~10:00	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>春の交通安全運動 6日(日)~15日(火)</p> <p>「やさしさが 走るこの街 この道路」</p> </div>		

町立病院 臨時診療日

(受付時間/ 8:00~11:00)

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	4月7日(月)~9日(水)	9:00~
糖尿病教室	4月11日(金)	8:30~

※初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業いたします。

	休業日					
ふれあいの湯	7日	14日	21日	28日		毎週月曜日
みはらしの湯	1日	8日	15日	22日		毎週火曜日
ザ・BOON	2日	9日	16日	23日	30日	毎週水曜日
やすらぎの湯	3日	10日	17日	24日		毎週木曜日

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根							大賀郷							樫立・中之郷・末吉						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 燃・害	2 資源 古着	3	4 燃・害	5			1 資源 古着	2	3 燃・害	4 金属	5			1	2 資源 古着	3 燃・害	4 金属	5
6	7 金属	8 燃・害	9 資源	10 びん	11 燃・害	12	6	7 燃・害	8 資源	9	10 燃・害	11 金属	12	6	7 燃・害	8	9 資源	10 燃・害	11 金属	12
13	14 金属	15 燃・害	16 資源	17	18 燃・害	19	13	14 燃・害	15 資源	16	17 燃・害 びん	18 金属	19	13	14 燃・害	15	16 資源	17 燃・害 びん	18 金属	19
20	21 金属	22 燃・害	23 資源	24	25 燃・害	26	20	21 燃・害	22 資源	23	24 燃・害	25 金属	26	20	21 燃・害	22	23 資源	24 燃・害	25 金属	26
27	28 金属	29 燃・害	30 資源				27	28 燃・害	29 資源	30				27	28 燃・害	29	30 資源			

※毎月第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。